

(仮称)100周年記念会館 建設計画変更について

2020年(令和2年)1月11日決定



1階 エントランスホール



外観イメージ



2階 特別教室

去る2020年1月11日、100周年記念事業推進協議会本会議が開かれ、大切な議決がなされましたのでお知らせします。

いよいよ今年秋に迫った100周年記念式典(2020年11月7日神戸国際会館)、同祝賀会(ANAクラウンプラザホテル神戸)に向けて、各委員会が着々と準備を進めています。募金については未だ目標には達していませんが、2020年2月17日までに、1,471名、11団体より76,673,867円のご厚志を賜っております。ご協力に深く感謝申し上げます。

100周年記念事業の象徴である(仮称)100周年記念会館については、鉄骨2階建の建物を学校敷地内(青雲高校の前)に建設すべく基本設計を終え、昨年ご案内したような外観で実施設計に移ろうとしていました。

ところが、東京五輪から大阪万博開催に向けて空前の建設ラッシュが続き、建設資材や人件費が高騰。そもそも鉄骨造に必要な高力ボルト等建設資材の手当てに1年近くかかるという、計画当初と違う状況が生じてきました。

そこで、企画調整委員会を中心に設計者の宇賀氏(高41回)とも協議し、記念会館に求められる機能は維持しながら、木造2階建に設計を変更することが検討され、2020年1月11日の本会議で承認されました。

2階には現役生たちが使える会議室(90人程度収容)、1階には学校の歴史も展示するコレクティブルームなど、卒業生も利用可能という当初計画はそのままで、木造ならではの温かみのある空間に仕上げます。

これにより、建設費は当初計画の1億5000万円に収まり、ふるさと納税などを充てる什器類購入、その他記念行事などへの支出を合わせて1億8000万円の募金目標額は変えずに実行できることとなります。

今後、木造での実施設計に入ります。残念ながら100周年記念式典には間に合いませんが、2021年3月末日迄には完成する見込みです。今回の募金に加え、過去の周年事業繰越金、神撫会運営資金の剰余分の繰り入れ等で建設着手の見通しは立ちましたが、什器類の購入、その他記念事業の遂行のためには、まだまだ資金が不足しています。

大阪国税局より「国等への寄付金控除適用」の確認も再度頂戴しておりますので、ふるさと納税や一般寄付も含め、去年募金していただいた方も新たな控除が受けられます。学年、部活など縦横のつながりの中で、引き続き募金へのご協力をよろしくお願い申し上げます。



兵庫県立長田高等学校創立100周年事業推進協議会
会長 玉田 敏郎 (神撫会理事長)

顕彰について

●銘板の作成

ご寄附の合計額が、
(ふるさと納税を除く)

個人：10万円以上

法人：50万円以上

回生・部活の同窓会等の

非営利任意団体：30万円以上

の方々のお名前を、一般寄附金で設置予定の銘板に刻み、末長く顕彰させていただきます。

既に寄附いただいた方も2019年3月からの累計金額で顕彰させていただきますので、是非追加での協力をお願いします。

イメージ

(仮称)100周年記念会館への思い 長田にも記念会館を!

この記念会館は、授業や部活動に活用できる建物が欲しい、という長田高校の要望に基づくものです。

神戸高校にも、兵庫高校にも、星陵高校にも同窓会の寄附による会館があります。しかし、長田高校にはありません。大変残念な状態です。

100周年を機に卒業生・関係者の力を結集し、計画通り(仮称)100周年記念会館を完成させようではありませんか。

今の我々があるのも、神戸三中、長田高校で学ぶことができたから。今こそ長田高校への恩返しを!

(文責：募金委員会副委員長 山中勲・高36回生)

◎ご寄附に関する税法上の取り扱いについて

法人:寄附金の全額がその支出した事業年度の損金の額に算入されます。
個人:寄附金と総所得金額の合計額の40%相当額のうちいずれか少ない金額から2,000円を控除した額が寄附金控除として支出した年の所得金額から控除されます。

【所得控除制度を利用した還付金額(めやす)】

課税所得金額(税率)	500万円(20%)	600万円(20%)	700万円(23%)	800万円(23%)	900万円(23%)	1,000万円(33%)
寄附金額						
1万円	1,600	1,600	1,840	1,840	1,840	2,640
3万円	5,600	5,600	6,440	6,440	6,440	9,240
5万円	9,600	9,600	11,040	11,040	11,040	15,840
10万円	19,600	19,600	22,540	22,540	22,540	32,340
20万円	39,600	39,600	45,540	45,540	45,540	65,340
30万円	59,600	59,600	68,540	68,540	68,540	98,340
50万円	99,600	99,600	114,540	114,540	114,540	164,340
100万円	199,600	199,600	229,540	229,540	229,540	329,340
200万円	399,600	399,600	459,540	459,540	459,540	659,340
300万円	399,600	479,600	643,540	689,540	689,540	989,340

寄付金控除は次の算式で計算します。

(その年中に支出した特定寄附金の額の合計額) - (2千円) = (寄附金控除額)

注:特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

〈控除を受けるための手続〉

・寄附金控除に関する事項を記載した確定申告書を提出する必要があります。

※税法上の取扱いに関する詳細は、最寄りの税務署や税務相談センターまたは地方公共団体の窓口にお問い合わせください。



◎100周年記念事業へのご寄附、
詳しいお問い合わせ、最新情報はこちらから。

神撫会事務所

(兵庫県立第三神戸中學校・兵庫県立長田高等学校 同窓会)

www.nagatashinbukai.com

tel: 078-631-9730 / email: nagata-100anniv@tiara.ocn.ne.jp

